

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行

(当たる翌日には、  
日曜日がと日には、  
休きがと日には、  
その翌日には、  
当たるの)

公布された規則のあらまし

◇

鳥取県身体障害者福祉法施行細則の一部を改正する規則

一 訪問看護事業者が、更生医療を担当する医療機関として指定を受けようとする際の申請書の様式を定めることとした。

二 その他所要の規定の整備を行うこととした。

三 この規則は、公布の日から施行することとした。

- ◇規則 鳥取県身体障害者福祉法施行細則の一部を改正する規則(障害福祉課)  
 鳥取県立鳥取看護専門学校学則等の一部を改正する規則(医務薬事課)  
 示字の区域の変更(市町村振興課)  
 字の区域の変更等(△△)  
 県営土地改良事業計画の決定(三件)(農村整備課)  
 土地改良法による換地処分(二件)(△△)  
 漁業災害補償法による共済契約の締結の申込みに係る同意についての適否の決定(水産課)  
 海岸保全区域の指定の一部改正(港湾課)

## 規則

- ◇ 鳥取県立鳥取看護専門学校学則等の一部を改正する規則  
 一 県立鳥取看護専門学校、県立倉吉総合看護専門学校及び県立歯科衛生専門学校の課程の区分を明示することとした。  
 二 卒業証書の様式について所要の整備をすることとした。  
 三 この規則は、公布の日から施行することとした。

鳥取県身体障害者福祉法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成七年二月二十一日

鳥取県知事 西尾邑次

## 鳥取県規則第二号

鳥取県身体障害者福祉法施行細則の一部を改正する規則

鳥取県身体障害者福祉法施行細則(平成六年三月鳥取県規則第十七号)の一部を次の

平成7年2月21日 火曜日 報公県取鳥

もへじ改正する。

第九条第一項中「第十一条の二第一項」を「第十一条の二第三項」に改め、同項を同  
条第二項へ、同条中第一項の次に次の二項を加へる。

- 2 省令第十一條の二第一項に規定する申請書は、医療機関指定申請書（訪問看護事業  
者）（様式第七号の二）によるものとする。  
（様式第七号の二）によるものとする。

様式第七号の次に次の二様式を別へる。

様式第7号の2（第9条関係）

医療機関指定申請書 訪問看護事業者

職 氏 名 殿  
更生医療を担当する医療機関の指定を受けないので、身体障害者福祉法施行規則第13  
条の3第2項の規定により、下記のとおり申請します。

年 月 日

訪問看護事業者

住 所  
名 称 及 び  
代表者の氏名 印

訪問看護事業者 (健保・老人)	名 称	
主たる事務所の所在地		
訪 問 看 護 名 称		
所 在 地		
ス テ ー シ ョ ン	職 員 の 定 数	別紙のとおり

別 紙

訪問看護ステーションにおいて訪問看護を行う職員の定数

職 種	定 数

(注) 職員の定数は、保健婦、看護婦、理学療法士、作業療法士等の職種ごとに記載  
すること。

様式第八号中「第13条の3第2項」を「第13条の3第3項」に改める。  
様式第十一号「又は薬事法」や「薬事法、健康保険法又は老人保健法」に改める。

附 告

いの規則は、公布の日から施行する。

鳥取県立鳥取看護専門学校学則等の一部を改正する規則を以下に公布する。

平成七年一月一十一日

鳥取県知事 西 尾 順 次

## 鳥取県規則第11号

鳥取県立鳥取看護専門学校学則等の一部を改正する規則

(鳥取県立鳥取看護専門学校学則の一部改正)

第一條 鳥取県立鳥取看護専門学校学則（昭和五十一年一月鳥取県規則第十一号）の一部を次のとおり改正する。

田次及び第一章の章名中「学科」を「課程、学科」に改める。

(注) 「(健保・老人)」については、訪問看護事業者としての指定が健康保険法に基  
づくものであるときは健保に、老人保健法に基づくものであるときは老人に○を  
付けること。ただし、両者の指定を受けているときは、記入しないこと。

第一条中「学校の」の下に「課程、」を加え、同条の表中

専門課程	課程
看護学科	学科

に改める。

看護学科	学科
------	----

を

(鳥取県立歯科衛生専門学校学則の一部改正)

第三条 鳥取県立歯科衛生専門学校学則（昭和五十七年三月鳥取県規則第二十号）の一部を次のように改正する。

目次中「学校の」を「課程、学科、」に改める。

第二章の章名中「定員」を「課程、学科、定員」に改める。

第一条中「学校の」の下に「課程、学科、」を加え、同条の表中

定員	員
総定員	学年定員
七十二人	三十六人
専門課程	歯科衛生士学科

定員	員
総定員	学年定員
七十二人	三十六人
専門課程	歯科衛生士学科

に

改める。

様式第一号中「鳥取県立歯科衛生専門学校」の下に「専門課程歯科衛生士学科」を加え、「証する」を「証し、専門士と称することを認める」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

鳥取県告示第二百二十二号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条第一項の規定に基づき、名和町長から次のとおり字の区域を変更する旨の届出があつたので、同条第二項の規定により告示する。

この字の区域の変更は、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第八十九条の二第十項において準用する同法第五十四条第四項の規定による大山山麓地区第二十四工区の換地処分の公告があつた日の翌日からその効力を生ずる。

様式第一号中「鳥取県立倉吉総合看護専門学校」の下に「専門課程」を加え、「修めた」を「修了した」に、「証する」を「証し、専門士と称することを認める」に改める。

平成七年二月二十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

字の名称	区域を変更する
大字豊成字神原	同上の区域（平成六年九月一日現在の地番による。）
大字豊成字上神原	大字豊成字神原のうち二二〇一の一部以外の区域
大字豊成字上神原二二三三の一部	大字豊成字上神原二二三三の一部

## 鳥取県告示第二百二十三号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条第一項の規定に基づき、境港市長から次のとおり字の区域を変更し、及び廃止する旨の届出があつたので、同条第二項の規定により告示する。

この字の区域の変更は、土地改良法（昭和二十四年法律第一百九十五号）第九十六条において準用する同法第五十四条第四項の規定による上道中野地区の換地処分の公告があつた日の翌日からその効力を生ずる。

平成七年二月二十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

名 廃止をする字の称	中野町字下駒ヶ坪	中野町字北原	中野町字下駒ヶ坪
中野町字神田	中野町字南原	中野町字北原	中野町字下駒ヶ坪のうち一七四六から一七五二まで及び一七四六、一七四七、一七五二と一体をなす国有地以外の区域
中野町字北大工	中野町字神田二五六三の一部	中野町字南原一八一三の一部、一八一四の一部、一八三七の一部、一八三八の一の一部及びこれらと一体をなす国有地	中野町字下駒ヶ坪のうち一七四五七から一七五二まで及び一七四五七、一七五二と一体をなす国有地以外の区域

**鳥取県告示第百二十四号**

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第八十七条第一項の規定に基づき、県  
當土地改良事業（県當あるさと農道緊急整備事業一ノ段地区農道整備）に係る土地改良  
事業計画を定めたので、同条第五項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成七年二月二十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

## 一 縦覧に供する書類

## 二 土地改良事業計画書の写し

## 三 縦覧に供する期間

平成七年二月二十一日から二十日間

## 四 異議の申立て

## 溝口町役場

利害関係人は、この告示に係る土地改良事業計画について、異議があるときは、縦  
覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し立てること。

**鳥取県告示第百二十五号**

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第八十七条第一項の規定に基づき、県  
當土地改良事業（県當あるさと農道緊急整備事業霞地区農道整備）に係る土地改良事業  
計画を定めたので、同条第五項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成七年二月二十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

利害関係人は、この告示に係る土地改良事業計画について、異議があるときは、縦  
覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し立てること。

**鳥取県告示第百二十六号**

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第八十七条第一項の規定に基づき、県  
當土地改良事業（県當あるさと農道緊急整備事業霞地区農道整備）に係る土地改良事業  
計画を定めたので、同条第五項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成七年二月二十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

## 一 縦覧に供する書類

## 二 土地改良事業計画書の写し

## 三 縦覧に供する期間

平成七年二月二十一日から二十日間

## 四 異議の申立て

## 日南町役場

利害関係人は、この告示に係る土地改良事業計画について、異議があるときは、縦  
覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し立てること。

鳥取県知事 西 尾 邑 次

## 一 縦覧に供する書類

**鳥取県告示第二百二十七号**

土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十五号）第八十九条の二第九項の規定に基づき、国営土地改良事業に係る大山山麓地区第一一四工区の換地処分を行つたので、同条第十項において準用する同法第五十四条第四項の規定により告示する。

平成七年二月二十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

**鳥取県告示第二百二十八号**

土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十五号）第九十六条において準用する同法第五十四条第三項の規定に基づき、鳥取西部農業協同組合が行う土地改良事業に係る上道中野地区の換地処分をした旨の届出があつたので、同法第九十六条において準用する同法第五十四条第四項の規定により告示する。

平成七年二月二十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

**鳥取県告示第二百二十九号**

漁業災害補償法（昭和三十九年法律第二百五十八条）第二百八条の二第五項において準用する同法第二百五条の二第三項の規定に基づき発起人から届出のあつた次の加入区及び漁業の区分に係る共済契約の締結の申込みに係る同意については、審査した結果同法第二百八条の二第二項及び第三項に規定する要件に適合すると認めたので、同条第五項において準用する同法第二百五条の二第四項の規定により告示する。

平成七年二月二十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

**鳥取県告示第二百三十号**

昭和五十二年五月鳥取県告示第四百六号（海岸保全区域の指定について）の一部を次のように改正する。

平成七年二月二十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

表中鳥取県鳥取沿岸赤崎港海岸八橋地区海岸の項を次のように改める。

鳥取県鳥取沿岸赤崎港海岸八橋地区海岸	
基点一	東伯郡東伯町大字八橋字茅町五一八番一地内の標柱
基点二	基点一から三五四度〇〇分〇〇秒二〇二・〇〇メートルの点
基点三	基点二から二六六度〇〇分〇〇秒二七八・五〇メートルの点
基点四	基点三から一八三度二五分〇〇秒一九二・五〇メートルの点
基点五	基点四から二〇一度〇五分〇〇秒一二・〇〇メートルの点
基点六	基点五から一一度〇〇分〇〇秒一八・〇〇メートルの点
基点七	基点六から七〇度三〇分〇〇秒六四・〇〇メートルの点
基点八	基点七から八七度二〇分〇〇秒一七五・五〇メートルの点
基点九	基点八から一〇一度三〇分〇〇秒六七・五〇メートルの点
基点十	基点一に同じ

基点一 東伯郡東伯町大字八橋字仲町北側一四七〇番一地先の標柱  
 基点二 基点一から三度一〇分〇〇秒二〇〇・五〇メートルの点  
 基点三 基点二から一七四度〇〇分〇〇秒三〇〇・〇〇メートルの点  
 基点四 基点三から一八六度四五分〇〇秒一七七・〇〇メートルの点  
 基点五 基点四から一九五度三〇分〇〇秒二〇九・〇〇メートルの点  
 基点六 基点五から一〇九度三〇分〇〇秒五・五〇メートルの点  
 基点七 基点六から四五度〇〇分〇〇秒三八・〇〇メートルの点  
 基点八 基点七から一〇四度〇〇分〇〇秒三九・〇〇メートルの点  
 基点九 基点八から一五度一〇分〇〇秒三五・〇〇メートルの点  
 基点十 基点九から一三五度〇〇分〇〇秒三一・五〇メートルの点  
 基点十一 基点十から九九度一〇分〇〇秒三九・五〇メートルの点  
 基点十二 基点一一から六〇度三〇分〇〇秒三一・五〇メートルの点  
 基点十三 基点一二から一五度一〇分〇〇秒三五・五〇メートルの点  
 基点十四 基点十三から一〇〇度一五分〇〇秒四八・〇〇メートルの点  
 基点十五 基点十四から一〇三度四〇分〇〇秒八三・〇〇メートルの点  
 基点十六 基点十五から一〇五度二〇分〇〇秒七二・〇〇メートルの点  
 基点十七 基点十六から一六四度〇〇分〇〇秒四・〇〇メートルの点  
 基点十八 基点一に同じ

## 選挙管理委員会告示

### 鳥取県選挙管理委員会告示第七号

昭和六十一年五月鳥取県選挙管理委員会告示第三十三号（不在者投票管理者を置く）  
 ができる病院等の指定についての一部を次のように改正する。

平成七年二月二十一日

鳥取県選挙管理委員会委員長 長 尾 義 男

遊技機の種類	型 式	製造業者名
ぱちんこ遊技機	アラボー七福神	株式会社平和
"	名人戦	"
"	スーパーマジック	マルホン工業株式会社

憲

一一の表ケアハウス幸朋苑の項の次に次のように加える。  
 岩井あすなろ 岩美郡岩美町大字宇治一〇三一四  
 東伯郡三朝町大字横手三九六

二の表鳥取県立母来寮の項の次に次のように加える。

## 公安委員会告示

### 鳥取県公安委員会告示第十一号

次の遊技機の型式については、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第二百二十二号）第二十二条第三項の技術上の規格に適合していると認めたので、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和六十一年国家公安委員会規則第四号）第九条第一項の規定により告示する。

平成七年二月二十一日

鳥取県公安委員会委員長 松 本

平成7年2月21日 火曜日

鳥 取 県 公 報

第6650号 8

"	百姓一揆3	"
"	忍者影丸	"
"	C R パワーシュート2	"
"	マジカルパニック7	株式会社三洋物産
"	C R わくわくセブン2	"
"	わくわくセブン3	"
"	メルヘン2	"
"	テキーラ	株式会社ニューギン
"	C R チェリーガール	"
"	C R ジョーカー2A	"
"	エキサイトレディーC	"
田臘式遊技機	ハリケーン	ユニバーサル販売株式会社